

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 「資金繰り支援制度」のご案内

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援として、  
信用保証制度においては、セーフティネット保証4号の指定、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大5.6億円の信用保証を可能としました。

さらに、これらの保証制度について、業歴が短く前年の売上実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても利用できるよう、認定基準の運用を緩和しました。

日本政策金融公庫による貸付においては、セーフティネット貸付の要件を緩和したほか、新規で創設した「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せて活用いただくことで、実施的な無利子・無担保融資を実現しています。

また、マル経融資の金利を引き下げたほか、衛生環境激変対策特別貸付のご利用も可能となっております。

これらの資金繰り支援制度について御紹介します。

※上記以外にも複数の支援策を用意しており、経済産業省HP特設ページにて掲載しています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

## 中小企業金融相談窓口

中小企業庁では、資金繰り支援策全般に関してのご質問・御相談を受け付ける**専用ダイヤル**を設けております。**資金繰りに関してお困りの方**は、以下まで御連絡ください。

**電話 03-3501-1544**

開設時間 平日・休日 9:00～17:00

(資料に関するお問合せ先)

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

電話：011-709-2311(内線2575～2576)

011-709-1783 (直通)

E-mail：[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

# 目次

## <信用保証制度>

- P1 信用保証制度の仕組み
- P2 【信用保証制度】通常とは別枠で最大5.6億円の信用保証
- P3 セーフティネット保証4号の概要
- P4 セーフティネット保証5号の概要
- P5~8 セーフティネット保証5号の指定業種
- P9 危機関連保証の概要
- P10 新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について
- P11 北海道信用保証協会の店舗一覧

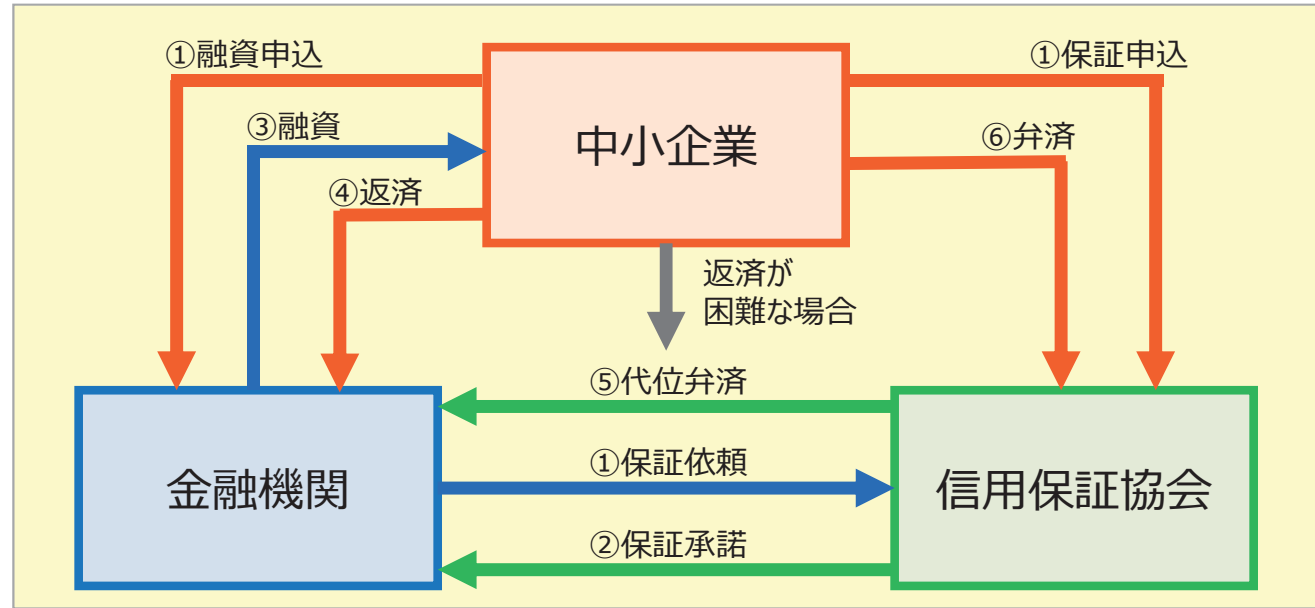
## <貸付制度>

- P12 セーフティネット貸付の要件緩和
- P13~14 無利子・無担保融資
- P15 マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）
- P16 衛生環境激変対策特別貸付
- P17 日本政策金融公庫とは
- P18 日本政策金融公庫の店舗一覧
- P19 自治体の主な制度融資
- P20 金融機関等への配慮要請

# 信用保証制度の仕組み

## 【概要】

信用保証制度は、中小企業、金融機関および信用保証協会の三者関係で成り立っています。



## 【メリット】

1. お取引金融機関のプロパー融資と保証付融資との併用で**借入枠の拡大**を図ることができます。
2. お客様の資金ニーズに合わせた様々な保証制度（**一般保証、セーフティネット保証、危機関連保証等**）を用意しています。また、**有利な条件の北海道や道内各市町村の融資制度を併用**いただけます。
3. お客様からいただくのは**信用保証料のみ**です。その他の相談料や手数料は一切かかりません。

## 【ご利用の流れ】

1. 中小企業が保証付融資を受ける場合、**金融機関を経由する方法**と**信用保証協会へ直接申込む方法**があります。また、**セーフティネット保証、危機関連保証を申し込む場合、売上高等の減少について、市町村の認定**を受ける必要があります。
2. 信用保証協会は企業の経営内容を審査し、保証の諾否を金融機関に通知します。
3. **保証の承諾を受けた金融機関は融資を実行**します。そのとき、**中小企業は利息とは別に所定の信用保証料をご負担**いただきます。
4. 融資を受けた条件により金融機関へご返済いただくことになります。
5. 万一その期限に返済が不可能となった場合は、金融機関の請求により信用保証協会が中小企業（借入人）に代わって借入金を金融機関へ返済（代位返済）します。
6. 代位返済後、中小企業（借入人・関係人等）と相談しながら、信用保証協会へご返済いただくこととなります。

## 【信用保証をご利用いただける方】

- **事業を営んでいる個人事業主、会社、組合、その他法人が対象です。**
- 会社の場合は、常時使用する従業員数または資本の額（出資の総額）のいずれかが、一定規模以下であることが要件となっています。
- ✓ **農業、林業、漁業、金融・保険業および公序良俗に反する遊興娯楽業や風俗営業等の一部は保証の対象となりません。**
- ✓ 許可、認可、届出等を必要とする業種では、当該事業に係る許可等を受けていることの確認が必要です。
- ✓ **反社会的勢力は信用保証の対象となりません。**

# 【信用保証制度】 通常とは別枠で最大5.6億円の信用保証

セーフティネット保証制度（2.8億円）、危機関連保証（2.8億円）で、最大5.6億円の信用保証枠を、一般保証とは別枠で確保します。

	一般保証	セーフティネット保証		危機関連保証
		4号	5号	
目的		突発的災害 (自然災害等)	業況の悪化している業種 (全国的)	大規模な経済危機、災害等 による信用収縮への対応
保証割合	80% (残り20%は金融機関が負担)	<b>100%</b>	<b>80%</b> (残り20%は金融機関が負担)	<b>100%</b>
保証限度額	2億8,000万円	<b>2億8,000万円</b>		<b>2億8,000万円</b>
	普通保証 2億円	普通保証 2億円		普通保証 2億円
	無担保 8,000万円	無担保 8,000万円		無担保 8,000万円
	うち無担保無保証人 2,000万円	うち無担保無保証人 2,000万円		うち無担保無保証人 2,000万円
保証期間	協会所定	【運転資金】10年以内 【設備資金】20年以内		10年以内 (据置期間2年以内含む)
対象資金	運転資金、設備資金	経営安定資金（運転資金、設備資金）		
保証料率	協会所定	協会所定 0.8%前後	協会所定 0.8%前後	概ね0.8%以下
対象要件	-	売上高等が前年同月比 <b>▲20%以上減少等</b> の場合	売上高等が前年同月比 <b>▲5%以上減少等</b> の場合	売上高等が前年同月比 <b>▲15%以上減少等</b> の場合
市町村の認定	不要	上記の売上高等の減少について、 <b>市町村の認定が必要</b>		
指定期間	-	<b>R2/2/18~R2/6/1</b>	<b>R2/1/1~R2/3/31</b>	<b>R2/2/1~R3/1/31</b>
対象業種※	全業種	<b>全業種</b>	<b>508業種</b> (3/2に40業種、3/13に316業種を追加 指定)	<b>全業種</b>
対象地域	-	全国47都道府県		
備考	-	<b>業歴3ヶ月以上~1年1ヶ月未満の事業者等について、R2/3/13以降は認定基準の運用を緩和</b>		

※ただし、保証対象業種に限る

# セーフティネット保証 4号の概要

## 1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。 ※保証対象業種に限る。

## 2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

### <ご利用手続の流れ（セーフティネット保証 4号・5号）>

- ①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。
- ※認定書の様式：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/tokuteinintei.htm>
- ※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
- ※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

## 3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証 5号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】  
2億8,000万円以内

【別枠保証限度額】  
2億8,000万円以内



# セーフティネット保証5号の概要

## 1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証する制度。 ※保証対象業種に限る。

## 2. 対象中小企業者

① 指定業種（※1） に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※1. 指定業種は、中小企業庁HPから御覧頂けます。

⇒ [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

※2. 時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

### <セーフティネット保証5号の指定業種の検索方法>

行っている事業が指定業種に属するかどうかについては、以下の手順に従って調べることができます。

1. まず、日本標準産業分類において、該当する業種を特定します。業種は4桁の業種番号(以下、細分類番号)とあわせて表示されます。

※Acrobat PDFは、ファイル内を検索する機能が付いています。業種名、業種に関するキーワード等を検索し、業種を特定してください。

※日本標準産業分類は、すべての業種について分類するものですので、直接記載がなくても各業種に関する定義、例示に従って全ての業種を特定することができます。

2. 該当業種が属する細分類番号を特定します。

※細分類番号は4桁です。

3. 次に、指定業種リスト「セーフティネット保証5号の指定業種」に細分類番号があるか確認します。指定業種リスト上に記載があるものが、セーフティネット保証5号の指定業種です。指定業種リスト上に記載がないものが、指定されていない業種です。

※指定業種リストの「指定業種」欄に「～に限る。」「～を除く。」等記載されている場合は、指定業種の範囲もそれに従うことになるので、ご注意ください。

■ **日本標準産業分類(平成25年10月改定版)**(参照:政策統括官(統計基準担当))site

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

### <ご利用手続の流れ(セーフティネット保証4号・5号)>

① 対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

② 希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます(事前相談も可)。

※ **認定書の様式** : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/tokuteinintei.htm>

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

## 3. 内容(保証条件)

① 対象資金 : 経営安定資金

② 保証割合 : 100%保証

③ 保証限度額 : 一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】  
2億8,000万円以内

【別枠保証限度額】  
2億8,000万円以内

# セーフティネット保証 5号の指定業種

(参考)

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。  
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

**指定期間: 令和2年1月1日~令和2年3月31日**

※指定業種の一覧表は、中小企業庁ホームページにも掲載しています  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

通番	指定業種名
1	0113 野菜作業者(きのこの類の栽培を含む)(製造加工設備を有するもやし栽培農家、作業所内において工場生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要、以下同じ。)をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこの栽培農家、並びに作業所内において工場生産設備をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のかわれ大根栽培農家に限る。)
2	0541 花こう岩・洞窟御石産石産
3	0544 大磯石産石産
4	0545 ぶら石産石産
5	0547 磐梯岩産石産
6	0548 砂・砂利・玉石採取業
7	0556 天然けい酸産
8	0557 石灰石産
9	0594 凍石産
10	0599 他に分類されない鉱業
11	0742 れんが工業
12	0743 タイル工業
13	0744 コンクリートブロック工業
14	0761 金属製屋根工業
15	0771 塗装工業(道路標示・区画線工事を除く)
16	0772 道路標示・区画線工業
17	0791 ガラス工業
18	0821 電気通信工業(有線テレビジョン放送設備設置工業を除く)
19	0822 有線テレビジョン放送設備設置工業
20	0823 携帯設置工業
21	0891 製印工業
22	0892 熱処理工業
23	0919 その他の高度食料品製造業
24	0961 醸造・醸造業
25	1022 ビール製造業
26	1023 清酒製造業
27	1062 液体飲料製造業
28	1111 製菓業
29	1115 化学繊維組織業
30	1123 糸織物業
31	1131 丸織ニット生地製造業
32	1132 平織ニット生地製造業
33	1133 横織ニット生地製造業
34	1146 織物織造・染色製業
35	1147 ニット・レース染色製業
36	1149 織物製品染色製業
37	1152 織物染色
38	1159 その他の織物織造製業
39	1164 織物製(ジャツ)製造業(不織布製及びレース製を含む、下層を除く)
40	1172 ニット製下着製造業
41	1173 織物製・ニット製床着類製造業
42	1174 襪製製業
43	1181 靴製製品製造業(足袋を含む)
44	1182 ネット製工業
45	1189 他に分類されない衣服・繊維製品の副製品製造業
46	1192 糸産製業
47	1291 木材産品製造業
48	1299 他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)
49	1321 窯業用瓦製業
50	1513 紙以外の印刷業
51	1639 その他の有機化学工業製品製造業
52	1811 プラスチック板・棒製業
53	1814 プラスチック異形押出製品製造業
54	1842 硬質プラスチック射出製品製造業
55	1852 軟質プラスチック製品製造業
56	1857 他に分類されないプラスチック製品製造業
57	1921 ゴム製履物・樹脂製品製造業

58	1922 プラスチック製履物・樹脂製品製造業
59	1931 ゴムベルト製業
60	1932 ゴムホース製業
61	1999 他に分類されないゴム製品製造業
62	2011 ぬめり品製造業
63	2031 漆製履物用材料・樹脂製品製造業
64	2041 漆製履物製業
65	2051 漆製半履物製業
66	2061 かばん製業
67	2071 袋物製業(ハンドバッグを除く)
68	2072 ハンドバッグ製業
69	2081 糸産製業
70	2121 セメント製業
71	2143 陶磁器製物製業
72	2221 亜鉛製品製業
73	2299 他に分類されない非鉄金属製業
74	2424 作業工具製業
75	2469 その他の金属製器具製業
76	2471 刃物製業
77	2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製業
78	2594 圧縮機・ポンプ製業
79	2622 製鋼機械・鍛造機械製業
80	2633 染色製物仕上げ機械製業
81	2639 縫製機械製業
82	2641 食品機械・製菓業製業
83	2651 皮革製業製業
84	2693 金属工作機械用・金属加工機械用部品・樹脂製品製造業(機械工具、金型を除く)
85	2664 機械工業製業(初歩や企業を除く)
86	2671 半導体製造装置製業
87	2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製業
88	2691 金属用金型・樹脂部品・樹脂製品製造業
89	2693 真空装置・真空機製業
90	2732 油圧機械器具製業
91	2752 深貫機・油圧用機械・樹脂製品製造業
92	2763 光学機械用レンズ・プリズム製業
93	2812 光電計測電子製業
94	2823 コネクタ・スイッチ・リレー製業
95	2922 内燃機関製物製品製造業
96	2941 電機製業
97	2971 電気計測器具製業(工業計測製業、医療用計測器具製業などを除く)
98	2972 工業計測製業
99	3012 携帯電機・PHS電機製業
100	3022 デジタルカメラ製業
101	3113 自動車部品・樹脂製品製造業
102	3253 運動器具製業
103	3271 楽器製業
104	3299 その他の生活消費製品製造業
105	3295 工業用機製業
106	4217 窯業
107	4211 一般乗用旅客自動車運送業
108	4321 一般乗用旅客自動車運送業
109	4331 一般貨物自動車運送業
110	4413 一般貨物自動車運送業(特別運賃貨物運送業を除く)
111	4412 特別運賃貨物運送業
112	4421 特定貨物自動車運送業
113	4431 貨物自動車運送業
114	4441 郵便利用運送業
115	4821 利用運送業(乗用利用運送業を除く)
116	4831 運送代理店
117	5011 各種商品卸売業(従業員が常時100人以上のもの)
118	5019 その他の各種商品卸売業
119	5123 下着卸売業
120	5132 靴・履物卸売業
121	5133 かばん・袋物卸売業
122	5139 その他の身の回り品卸売業
123	5214 専業卸売業
124	5219 その他の農産物・水産物卸売業

125	5222 酒類卸売業
126	5223 軟物卸売業
127	5312 セメント卸売業
128	5331 石油卸売業
129	5361 炭鉱・石油産物卸売業
130	5515 陶磁器・ガラス類卸売業
131	5595 たばこ卸売業
132	5599 他に分類されないその他の卸売業
133	5791 かばん・袋物小売業
134	5792 下着類小売業
135	5851 酒小売業
136	6011 家具小売業
137	6014 宗教用品小売業
138	6031 ドラッグストア
139	6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)
140	6092 たばこ・喫煙具専門小売業
141	6912 土地賃貸業
142	6921 貸家業
143	6922 貸間業
144	6931 駐車場業
145	7092 貸車・映像記憶物賃貸業(映画フィルム賃貸業などを除く)
146	7462 商業写真業
147	7911 旅行業(旅行業者代理業を除く)
148	8093 遊園船業
149	8095 カラオケボックス業
150	8096 駅前に附帯するサービス業(場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く)
151	8359 その他の娯楽業
152	9093 履物修理業

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号(マージャンクラブを除く。)及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。



# セーフティネット保証 5号の指定業種（追加指定①）

（参考）

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）

※1：この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。  
 ※2：指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

（令和2年3月6日追加指定）

指定期間：令和2年3月6日～令和2年3月31日

※指定業種の一覧表は、中小企業庁ホームページにも掲載しています。  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)順 分類番号	指定業種名
1	0996	そう(惣)菜製造業
2	0997	すし・弁当・調理パン製造業
3	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
4	5895	料理品小売業
5	6099	他に分類されないその他の小売業
6	7511	旅館, ホテル
7	7521	簡易宿所
8	7592	リゾートクラブ
9	7599	他に分類されない宿泊業
10	7611	食堂, レストラン(専門料理店を除く)
11	7621	日本料理店
12	7622	料亭
13	7623	中華料理店
14	7624	ラーメン店
15	7625	焼肉店
16	7629	その他の専門料理店
17	7631	そば・うどん店
18	7641	すし店
19	7651	酒場, ビヤホール
20	7661	バー, キャバレー, ナイトクラブ

21	7671	喫茶店
22	7691	ハンバーガー店
23	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
24	7699	他に分類されない飲食店
25	7711	持ち帰り飲食サービス業
26	7721	配達飲食サービス業
27	7892	エステティック業
28	7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)
29	7912	旅行業者代理業
30	8021	劇場
31	8022	興行場
32	8023	劇団
33	8024	楽団、舞踏団
34	8025	演芸・スポーツ等興行団
35	8045	ボウリング場
36	8048	フィットネスクラブ
37	8052	遊園地(テーマパークを除く)
38	8053	テーマパーク
39	8091	ダンスホール
40	8231	学習塾

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号（マージャンクラブを除く。）及び第5号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。



# セーフティネット保証5号の指定業種（追加指定②）

（参考）

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）

※1：この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。  
 ※2：指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

（令和2年3月13日追加指定）

指定期間：令和2年3月13日～令和2年3月31日

※指定業種の一覧表は、中小企業庁ホームページにも掲載しています。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

通番	中小企業信用保証法第5号の指定業種	指定業種名	通番	業種番号	業種名	通番	業種番号	業種名
1	0221	素材生産業	49	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業	106	2131	粘土かわら製造業
2	0231	製紙業（製造加工設備を有するものに限る。）	50	1142	絹・人絹織物機械染色業	107	2139	その他の建設用粘土製品製造業
3	0242	素材生産サービス業	51	1144	織物整理業	108	2148	陶磁器用（土）土製遺業
4	0249	その他の林業サービス業（製造加工設備を有する新設製遺業、農産物製遺業及び農産物製遺業に限る。）	52	1150	網地製遺業（漁網を除く）	109	2151	耐火れんが製遺業
5	0611	一般土木建築工事業	53	1154	レース製遺業	110	2152	不定形耐火物製遺業
6	0641	建築工事業（木造建築工事業を除く）	54	1155	絹ひも製遺業	111	2159	その他の耐火物製遺業
7	0651	木造建築工事業	55	1161	織物製成人男子・少年用製遺業（不織布製及びレース製を含む）	112	2192	石こう（膏）製品製遺業
8	0661	建築リフォーム工事業	56	1162	織物製成人女子・少女用製遺業（不織布製及びレース製を含む）	113	2194	綿製製遺業（中子を含む）
9	0711	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	57	1163	織物製乳幼児用製遺業（不織布製及びレース製を含む）	114	2199	他に分類されない陶業・土石製品製遺業
10	0722	土工・コンクリート工事業	58	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・学校用衣服・学校用製遺業（不織布製及びレース製を含む）	115	2221	製鋼・製鋼圧延業
11	0741	石工工事業	59	1166	ニット製外衣製遺業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）	116	2234	鋼管製遺業
12	0751	左官工事業	60	1167	ニット製アウターシャツ類製遺業	117	2236	炭物製遺業
13	0763	建築金物工事業	61	1168	セーター類製遺業	118	2238	鉛製業
14	0781	床工事業	62	1169	その他の外衣・シャツ製遺業	119	2251	鉄鋼製物製遺業（鉄線管、可鍛鉄線を除く）
15	0782	内装工事業	63	1171	織物製下着製遺業	120	2252	可鍛鉄製遺業
16	0792	金属製建具工事業	64	1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製遺業	121	2253	鉄鋼製遺業
17	0793	木製建具工事業	65	1184	膝下製遺業	122	2254	鍛工品製遺業
18	0811	一般電気工事業	66	1185	手袋製遺業	123	2255	鍛鋼製遺業
19	0812	電気配線工事業	67	1186	帽子製遺業（帽体を含む）	124	2292	鍛スクリップ加工処理業
20	0831	一般管工事業	68	1191	床具製遺業	125	2321	鉛鋼2次製練・精製業（鉛合金製遺業を含む）
21	0832	冷暖房設備工事業	69	1193	じゅうたん・その他の織物製産物製遺業	126	2322	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押しを含む）
22	0833	給排水・衛生設備工事業	70	1196	じゅうたん・その他の織物製産物製遺業	127	2341	電線・ケーブル製遺業（光ファイバケーブルを除く）
23	0839	その他の管工事業	71	1199	他に分類されない織物製品製遺業	128	2351	銅・同合金製物製遺業（ダイカストを除く）
24	0911	部分肉・冷凍肉製遺業	72	1211	一般製材業	129	2352	非鉄金属製物製遺業（銅・同合金製物及びダイカストを除く）
25	0912	肉加工品製遺業	73	1212	単板（ベニヤ）製遺業	130	2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製遺業
26	0913	処理牛乳・乳飲料製遺業	74	1213	木材チップ製遺業	131	2354	非鉄金属ダイカスト製遺業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）
27	0914	乳製品製遺業（処理牛乳、乳飲料を除く）	75	1221	薄作材製遺業（寝具を除く）	132	2355	非鉄金属製遺業
28	0921	水産缶詰・瓶詰製遺業	76	1222	合板製遺業	133	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製遺業
29	0922	海産加工業	77	1223	集成材製遺業	134	2421	洋食器製遺業
30	0923	水産罐製品製遺業	78	1224	建築用木製組立材料製遺業	135	2423	刃物工器具・手道具製遺業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）
31	0924	塩干・塩蔵品製遺業	79	1227	組木製遺業	136	2429	その他の金物製遺業
32	0925	冷凍水産物製遺業	80	1228	床板製遺業	137	2432	ガス機器・石油機器製遺業
33	0926	冷凍水産食品製遺業	81	1232	木箱製遺業	138	2439	その他の理容・調理器具製遺業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）
34	0929	その他の水産食品製遺業	82	1292	コルク加工基礎原料・コルク製品製遺業	139	2443	金属製サッシ・ドア製遺業
35	0969	その他の精粉・製粉業	83	1311	木製家具製遺業（漆塗りを除く）	140	2446	製台板製業
36	0971	パン製遺業	84	1312	金属製家具製遺業	141	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製遺業
37	0972	生菓子製遺業	85	1313	マットレス・組スプリング製遺業	142	2452	金属プレス製品製遺業（アルミニウム・同合金を除く）
38	0979	その他のパン・菓子製遺業	86	1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ製遺業	143	2453	粉末や金製品製遺業
39	0993	豆腐・油揚げ製遺業	87	1399	他に分類されない家具・装飾品製遺業	144	2463	金属彫刻業
40	0999	他に分類されない食品製遺業	88	1411	バルブ製遺業	145	2464	電気めっき業（表面処理鋼材製遺業を除く）
41	1041	製氷業	89	1421	洋紙製遺業	146	2465	金属熱処理業
42	1114	綿紡績業	90	1422	原紙製遺業	147	2479	その他の金属製物製遺業
43	1116	毛紡績業	91	1451	薄紙製遺業	148	2491	金庫製遺業
44	1117	ねん土製遺業（かさ高加工業を除く）	92	1452	角形紙製遺業	149	2492	金属製スプリング製遺業
45	1118	かさ高加工系製遺業	93	1631	石油化学系基礎原料製遺業（一貫して生産される誘導品を含む）	150	2499	他に分類されない金属製品製遺業
46	1121	綿・スフ織物業	94	1634	練式中間物・合成染料・有機顔料製遺業	151	2534	工業窯伊製遺業
47	1122	絹・人絹織物業	95	1636	合成ゴム製遺業	152	2592	弁・同閉鎖品製遺業
48	1129	その他の織物業	96	1643	界面活性剤製遺業（石けん、合成洗剤を除く）	153	2644	印刷・製本・紙工機械製遺業
			97	1644	塗料製遺業	154	2662	金属加工機械製遺業（金属工作機械を除く）
			98	1647	ろうそく製遺業	155	2692	非金属材料・同部分品・附属品製遺業
			99	1661	仕上用・官道用化粧品製遺業（香水、オーデコロンを含む）	156	2722	家庭用機械製遺業
			100	1662	洗剤用化粧品製遺業	157	2721	佐渡計製遺業
			101	1669	その他の化粧品・歯粉・化粧品類製品製遺業	158	2732	ばり製遺業
			102	1694	ゼラチン・接着剤製遺業	159	2733	圧力計・流量計・測定器製遺業
			103	2021	工業用器具製遺業（手袋を除く）	160	2734	精密測定器製遺業
			104	2099	その他のなめし革製品製遺業	161	2741	医療用機械器具製遺業
			105	2112	瓶ガラス加工業	162	2742	歯科用機械器具製遺業
						163	2743	医療用品製遺業（動物用医療機械器具を含む）

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号（マージャンクラブを除く。）及び第5号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。



# セーフティネット保証5号の指定業種（追加指定②）

（参考）

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）

（令和2年3月13日追加指定）

指定期間：令和2年3月13日～令和2年3月31日

※1：この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。  
 ※2：指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

※指定業種の一覧表は、中小企業庁ホームページにも掲載しています。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

164	2744	歯科材料製造業	222	5129	その他の衣服卸売業	280	7421	建築設計業
165	2814	集積回路製造業	223	5131	床具卸売業	281	7811	普通洗濯業
166	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	224	5211	皮革卸売業	282	7812	洗濯物取次業
167	2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	225	5213	野菜卸売業	283	7813	リネンサプライ業
168	2822	音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業	226	5215	食肉卸売業	284	7821	理容業
169	2841	電子回路基板製造業	227	5216	生鮮魚介卸売業	285	7831	美容業
170	2842	電子回路基板組立製造業	228	5229	その他の食料・飲料卸売業	286	7841	一般広域浴場業
171	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	229	5311	木材・竹材卸売業	287	7851	その他の公衆浴場業
172	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車庫用、船舶用を含む)	230	5321	塗料卸売業	288	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
173	2961	X線装置製造業	231	5342	鉄鋼一次製品卸売業	289	7981	葬儀業
174	3013	無線通信機機器具製造業	232	5362	鉄スクラップ卸売業	290	7992	結婚式場業
175	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	233	5363	非鉄金属スクラップ卸売業	291	7991	食品買加工業
176	3021	ビデオ機器製造業	234	5364	古紙卸売業	292	8011	映画館
177	3023	電気音響機器器具製造業	235	5419	その他の産業機械器具卸売業	293	8043	ゴルフ場
178	3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	236	5493	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)	294	8241	音楽教室業
179	3032	パーソナルコンピュータ製造業	237	5511	家具・寝具卸売業	295	8245	外国語会話指導業
180	3035	表示装置製造業	238	5512	衣類卸売業	296	8811	し尿収集運搬業
181	3039	その他の附属装置製造業	239	5522	医薬品卸売業	297	8812	し尿処分業
182	3131	船舶製造・修理業	240	5523	化粧品卸売業	298	8813	浄化槽清掃業
183	3132	船体ブロック製造業	241	5531	紙卸売業	299	8814	浄化槽保守点検業
184	3133	船舶製造・修理業	242	5593	スポーツ用品卸売業	300	8815	ごみ収集運搬業
185	3134	船用機関製造業	243	5594	販賣用品・がん具卸売業	301	8816	ごみ処分業
186	3191	自転車・同部品製造業	244	5596	ジュエリー製品卸売業	302	8821	産業廃棄物収集運搬業
187	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業	245	5712	床具小売業	303	8822	産業廃棄物処分業
188	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業	246	5721	男子服小売業	304	8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
189	3219	その他の貴金属製品製造業	247	5731	婦人服小売業	305	8824	特別管理産業廃棄物処分業
190	3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)	248	5732	子供服小売業	306	8911	自動車一般整備業
191	3223	ボタン製造業	249	5741	靴小売業	307	8919	その他の自動車整備業
192	3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	250	5742	雑物小売業(靴を除く)	308	9091	家具修理業
193	3241	ピアノ製造業	251	5793	洋品雑貨・小間物小売業	309	9094	かじ業
194	3251	販賣用品・がん具製造業(人形を除く)	252	5799	他に分類されない雑物・衣服・身の回り品小売業	310	9099	他に分類されない修理業
195	3252	人形製造業	253	5831	食肉小売業(豚、鶏肉を除く)	311	9221	ビルメンテナンス業
196	3281	麦わら・パナマ帽・わら工品製造業	254	5832	豚・鶏肉小売業	312	9229	その他の建物サービス業
197	3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	255	5861	菓子小売業(製造小売)	313	9231	警備業
198	3285	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)	256	5863	パン小売業(製造小売)	314	9291	ディスプレイ業
199	3296	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)	257	5892	牛乳小売業	315	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(業企業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)を除く)
200	4121	レコード制作業	258	5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	316	9511	集會場
201	4211	普通鉄道業	259	5911	自動車(新車)小売業			
202	4212	軌道業	260	5912	中古自動車小売業			
203	4391	特定旅客自動車運送業	261	5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)			
204	4399	他に分類されない道路旅客運送業	262	5921	自転車小売業			
205	4511	外航旅客海運業	263	5929	その他の機械器具小売業			
206	4512	内航貨物海運業	264	6022	売物小売業			
207	4521	沿海旅客海運業	265	6029	他に分類されないじゅうりょう器小売業			
208	4522	沿海貨物海運業	266	6034	化粧品小売業			
209	4531	港湾旅客海運業	267	6051	ガソリンスタンド			
210	4532	河川水運業	268	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)			
211	4533	湖沼水運業	269	6071	スポーツ用品小売業			
212	4542	内航船舶貨運業	270	6072	がん具・販賣用品小売業			
213	4611	航空運送業	271	6073	楽器小売業			
214	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	272	6093	花・植木小売業			
215	4811	運送運送業	273	6095	ジュエリー製品小売業			
216	4842	船立こん包業	274	7021	産業用機械器具買取業(建設機械器具を除く)			
217	5111	繊維原料卸売業	275	7041	自動車買取業			
218	5112	糸卸売業	276	7051	スポーツ・娯楽用品買取業			
219	5113	織物卸売業(室内装飾織物品を除く)	277	7091	映画・演劇用品買取業			
220	5121	男子服卸売業	278	7093	買衣しよう業(羽織を除く)			
221	5122	婦人・子供服卸売業	279	7099	他に分類されない物品買取業			

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号（マージャンクラブを除く。）及び第5号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。

# 危機関連保証の概要

## 1. 制度概要

○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。 ※保証対象業種に限る。

## 2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

### <ご利用手続の流れ>

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※**認定書の様式**：市区町村にお問合せ下さい。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

## 3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →

【一般保証限度額】  
2億8,000万円以内

【セーフティネット保証限度額】  
2億8,000万円以内

【危機関連保証限度額】  
2億8,000万円以内



# 新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

## 【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

- ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

## 【認定基準】

(現状)  
対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と前年同月を比較  
+  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と前年同期を比較

運用  
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

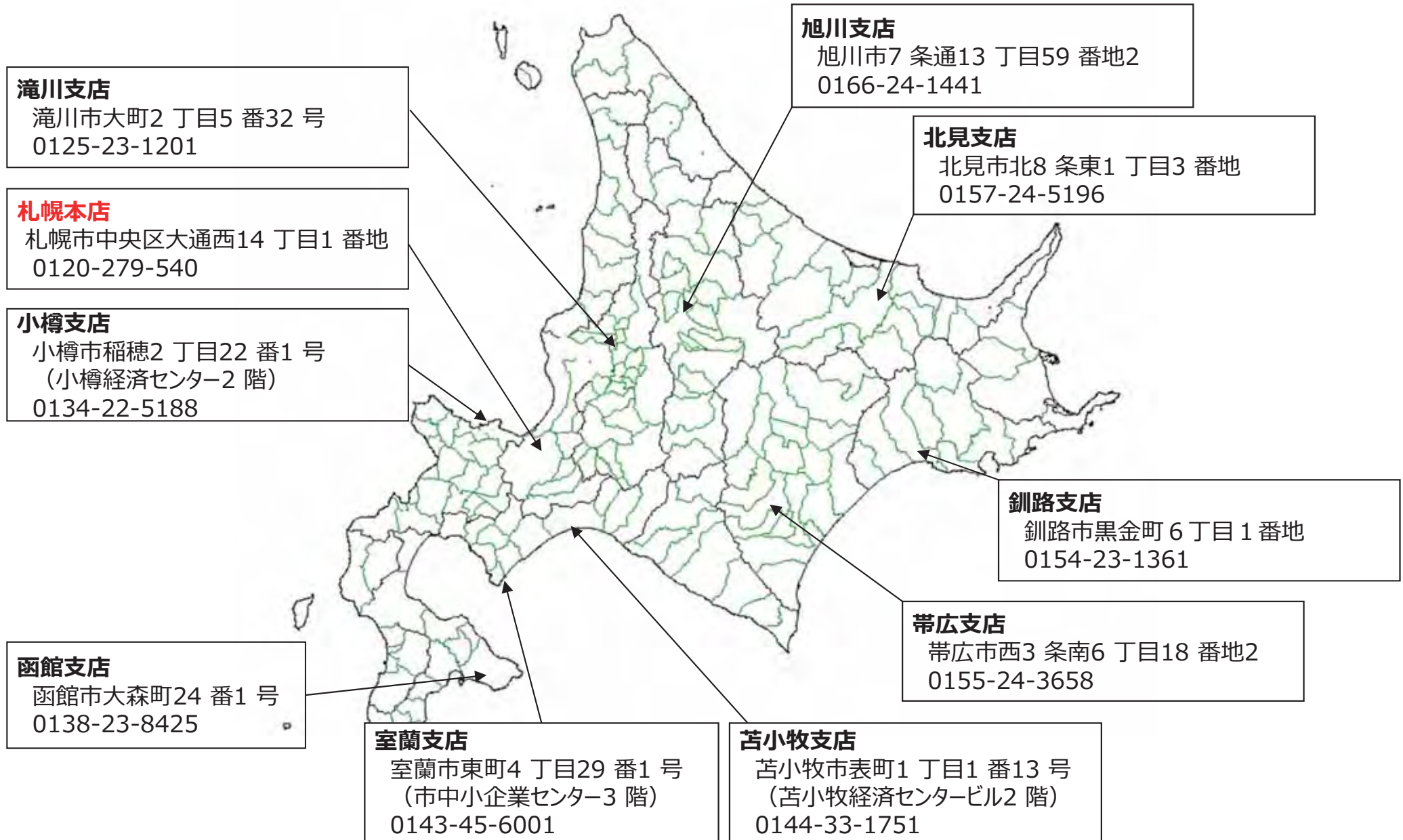
+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

# 北海道信用保証協会の店舗一覧（本店＋9支店）

（参考）



- 保証付で融資を受ける場合、**金融機関を経由する方法**と**信用保証協会へ直接申込む方法**があります。
- **セーフティネット保証、危機関連保証を申し込む場合、売上高等の減少について、市町村の認定**を受ける必要があります。

# セーフティネット貸付の要件緩和

## 1. 制度概要（セーフティネット貸付とは？）

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】3年以内

【金利】基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

## 2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、

「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

■ 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

■ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795



# 無利子・無担保融資

## ①新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。

**【融資対象】**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

**【資金の使いみち】**運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

**【貸付期間】**設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

**【融資限度額（別枠）】**中小事業3億円、国民事業6,000万円

**【金利】**当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

### 【お問合せ先】

#### ■ 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

#### ■ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

# 無利子・無担保融資

## ②特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

### 【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

### ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

### 【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544  
※平日・休日9時00分～17時00分

# マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）

## ■ マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

## ■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

### 【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

### 【融資限度額】

別枠1,000万円

### 【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

### 【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店  
または、お近くの商工会・商工会議所



# 衛生環境激変対策特別貸付

## ■ 衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

### 【資金の使いみち】

 運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

### 【お問合せ先】

#### ■ 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

#### ■ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

日本公庫は、100%政府出資の政策金融機関です。銀行などの一般の金融機関を補完し、国民生活の向上を目的としています。国の政策に則った固定金利、長期の融資制度をご用意しておりますので、安心してご利用いただけます。



## 国民生活事業

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、**小規模事業者**や**創業企業**の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

## 中小企業事業

中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える**中小企業・小規模事業者**の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。

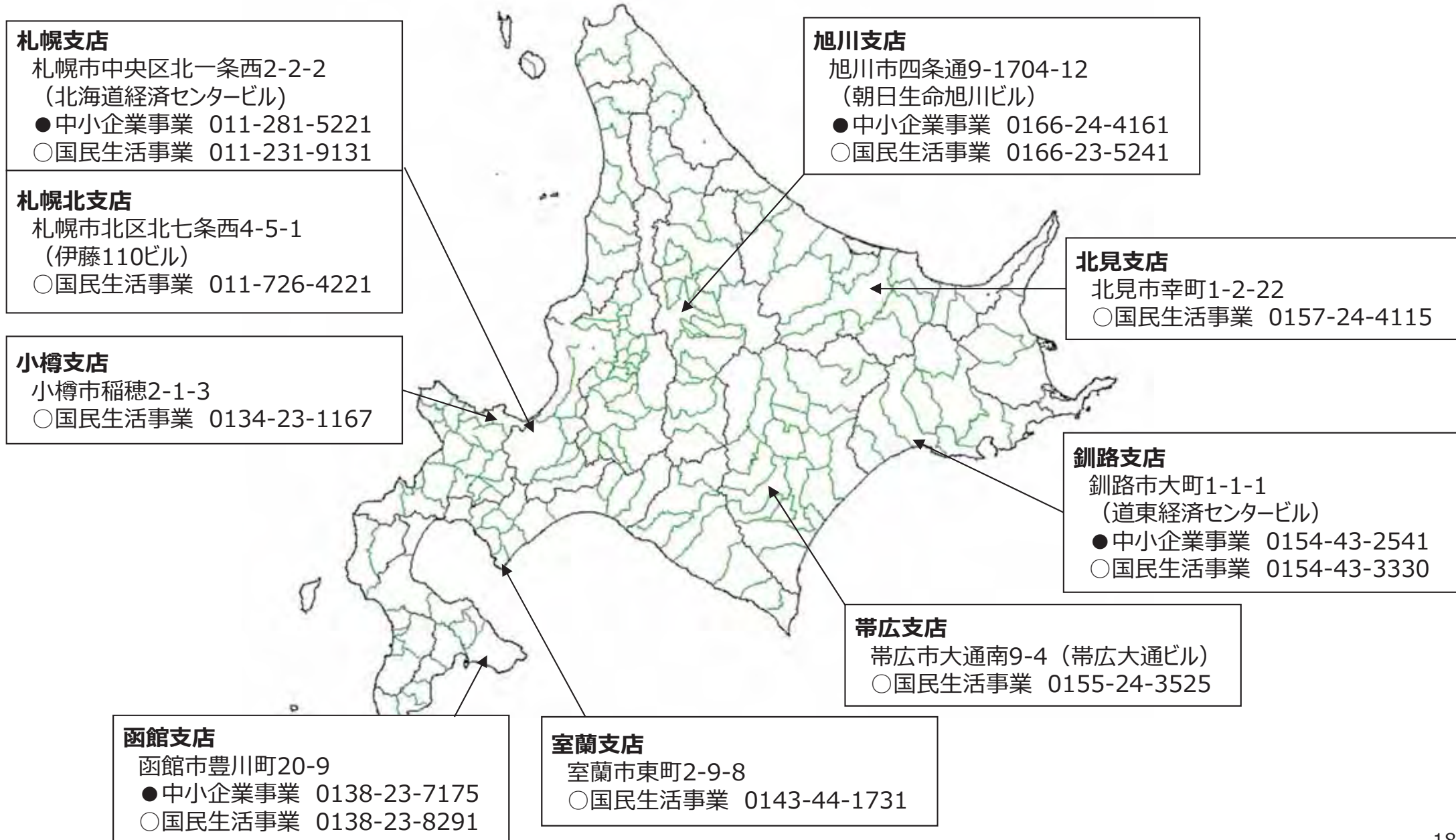
## 農林水産事業

農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献しています。

# 日本政策金融公庫の店舗一覧

(参考)

## 北海道内 9 支店 (うち、中小企業事業は 4 支店)





# 自治体の主な制度融資（新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け）（参考）

## 【北海道】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/korona-yuushi.htm>

### 中小企業総合振興資金（経営環境変化対応貸付【認定企業】）

#### 資金使途

事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）

#### 融資金額

1億円以内

#### 融資期間

10年以内（うち据置2年以内）

#### 融資利率

<固定金利> 5年以内 年1.0%、10年以内 年1.2%

<変動金利> 年1.0%以内（融資期間が3年を超えるものに限る）

#### 担保及び償還方法

取扱金融機関の定めるところによります

#### 信用保証

すべて信用保証協会の保証付きとします

（信用保証料は、上記URL掲載のパンフレットをご参照ください）

#### 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合

#### <お問合せ先>

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課

060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-204-5346

又は 011-231-4111（内線26-365）

FAX：011-232-8127

メールアドレス：keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp

## 【札幌市】

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/center/marusatsu/corona.html>

### 新型コロナウイルス対応支援資金

#### 融資限度額

1億円

#### 資金使途

運転資金、設備資金（市内の設備投資に限る）

#### 融資期間

10年以内（うち据置2年以内）

#### 返済方法

割賦返済

ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。

#### 融資利率

年1.00%以内

#### 信用保証

信用保証協会の保証付とする。

#### 保証人

法人は必要に応じて要、個人は不要とする。

#### 担保

必要により担保を徴する。

#### 保証料補給

市長は、中小企業者等が信用保証協会に対して支払わなければならない信用保証料の2分の1以内を補給する。

#### 取扱金融機関

上記URLから参照可能

#### <お問合せ先>

札幌中小企業支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階

電話：011-200-5511 FAX：011-200-4477

※上記のほかにも、制度融資を設定している自治体がございます。詳しくは、各自治体へお問合せ頂くか、中小機構の以下サイト（j-net21）を参照願います。

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

# 金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して計3回要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

## どんな配慮を要請しているの？

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

※繰り返し要請している内容は省略

### **【当面の貸付業務について（2月7日）】**

- ①適時適切な貸出
- ②返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③企業の実績に応じた十分な対応
- ④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して）

### **【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】**

- ①迅速かつ積極的に対応
- ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

### **【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】**

- ①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、計3回要請を行っております。

## **【お問合せ先】**

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）